○海上保安庁告示第百二十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三二度三〇分、北緯三三度二〇分、東経一三四度五五分、東経一三五度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三七度東経一四二度一〇分、北緯三七度東経一四三度、北緯三六度三〇分東経一四三度、北緯三六度四五分東経一四二度三〇分、北緯三五度四五分東経一四二度一〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年五月十四日から平成二十四年五月三十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第十八号（平成二十四年五月十一日発行）、四管区水路通報第十八号（平成二十四年五月八日発行）、五管区水路通報第十八号（平成二十四年五月十一日発行）

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

今年度から始まった二十四時間地域巡回型サービスに関する質問主意書（木村太郎提出）

特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する再質問主意書（渡辺義彦提出）

野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

会議

五月十一日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

五月十日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応措置に関する再質問主意書（佐藤正久提出）（第一〇四号）

尖閣諸島の呼称に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一〇五号）

竜巻被害の被災者支援に関する質問主意書（上野通子提出）（第一〇六号）

厚生年金基金制度の抜本改正に関する質問主意書（上野通子提出）（第一〇七号）

皇室事項

天皇皇后両陛下英国御訪問御日程

天皇皇后両陛下の英国御訪問の日程は、次のとおりである。

五月十六日

午前　東京御発

午後　ロンドン（ヒースロー空港）御着

夜　クラリッジズ（ロンドン）御宿泊

五月十七日

午前　ホーランドパーク御散策（ロンドン）

午後　英国の日本関係者御引見（大使館）

夜　大使夫妻主催夕食会（大使公邸）

クラリッジズ（ロンドン）御宿泊

五月十八日

午後　女王陛下及び王配殿下主催午餐会（ウィンザー城）

夜　皇太子殿下及びコーンウォール公爵夫人主催晩餐会（バッキンガム宮殿）

クラリッジズ（ロンドン）御宿泊

五月十九日

午前　在留邦人代表御接見（大使公邸）

午後　ロンドン（ヒースロー空港）御発

五月二十日

午後　東京御着

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の山口県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月二十六日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

山口宇部空港御着

山口県宇部総合庁舎

お泊所　ANAクラウンプラザホテル宇部

第二日　五月二十七日

山口きらら博記念公園多目的ドーム

山口きらら博記念公園スポーツ広場（第六十三回全国植樹祭会場）

山口きらら博記念公園多目的ドーム

山口市阿知須地域交流センター

特別養護老人ホームサンライフ山陽

お泊所　下関グランドホテル

第三日　五月二十八日

安徳天皇陵（阿彌陀寺陵）・赤間神宮

下関市立しものせき水族館海響館

海峡メッセ下関

山陽小野田市文化会館

山口宇部空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日五月二十六日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

山口宇部空港御着

お泊所　ANAクラウンプラザホテル宇部

第一日五月二十六日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十七日とし、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

山口宇部空港御着

山口きらら博記念公園多目的ドーム

山口きらら博記念公園多目的ドーム以下当初の第二日の御日程に同じ。

第二日五月二十七日第六十三回全国植樹祭会場が山口きらら博記念公園多目的ドームに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

山口きらら博記念公園多目的ドーム（第六十三回全国育樹祭荒天会場）

山口きらら博記念公園多目的ドーム以下当初の第二日の御日程に同じ。

御祝電

天皇皇后両陛下は、ルクセンブルク国皇太子ギヨーム殿下の御婚約につき、五月十日同国大公同妃両殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ハンガリー国大統領アーデル・ヤーノシュ閣下の大統領就任につき、五月十日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、京都労働局の関係事業主を代表する者数掛孝の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年5月14日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年５月25日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　京都労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。